

(介 219)
令和 3 年 3 月 12 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について」等について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「介護現場における感染対策の手引き」につきましては、令和2年10月6日付（介138）文書にて（第1版）等に関するご連絡を申し上げておりますが、今般、厚生労働省において、令和2年10月以降の新型コロナウイルス感染症に係る動向や令和3年度介護報酬改定事項等その他所要の見直しを行い、上記手引きの（第2版）等がとりまとめられ、本会宛に周知依頼がありましたので情報提供申し上げます。

なお、当該手引き等につきましては、厚生労働省ホームページ内の下記URLに掲載されておりますのでご参照ください。

また、介護保険最新情報Vol.929やVol.928においては、介護施設・事業所等における感染対策に関する自主点検やシミュレーションに活用可能なツール等や、新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例集も示されておりますので、併せて情報提供申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

○掲載場所（厚生労働省HP：「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

【添付資料】

- 介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について
（令3.3.9 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）
- 令和3年3月9日 介護保険最新情報 vol.929
- 令和3年3月9日 介護保険最新情報 vol.928



事務連絡
令和3年3月9日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

先般、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について（令和2年10月1日付け老高発1001第1号他厚生労働省老健局高齢者支援課他通知）」において介護現場で必要な感染症の知識や対応方法等、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場における感染症への対応力の向上を目的として取りまとめたところです。

今般、令和2年10月以降の新型コロナウイルス感染症に係る動向や令和3年度介護報酬改定事項等その他所要の見直しを行い、「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」等を取りまとめましたので、御了知の上、関係者に対して周知をお願いします。

なお、手引き等の概要については、別添をご参照ください。

- 介護現場における感染対策の手引き（第2版）
- 介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）
- 感染対策普及リーフレット（手引きのポスター版）

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

老高発 0309 第 1 号
老認発 0309 第 1 号
老老発 0309 第 1 号
令和 3 年 3 月 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課
（ 公 印 省 略 ）

介護現場における感染対策の手引き（第 2 版）等について

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

先般、「介護現場における感染対策の手引き（第 1 版）等について（令和 2 年 10 月 1 日付け老高発 1001 第 1 号他厚生労働省老健局高齢者支援課他通知）」において介護現場で必要な感染症の知識や対応方法等、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場における感染症への対応力の向上を目的として取りまとめたところである。

今般、令和 2 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る動向や令和 3 年度介護報酬改定事項等その他所要の見直しを行い、「介護現場における感染対策の手引き（第 2 版）」等を取りまとめたので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知されたい。

なお、手引き等の概要等については、別添をご参照ください。

- 介護現場における感染対策の手引き（第 2 版）
- 介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）
- 感染対策普及リーフレット（手引きのポスター版）

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureishina/taisakumatome_13635.html

介護現場における感染対策の手引き等について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）（令和2年10月1日付け）」等を作成。その後、新型コロナウイルス感染症に係る動向や令和3年度介護報酬改定事項等その他所要の見直しを行い、令和3年3月に第2版を公表。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上での必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。

こちらのリンクから
閲覧できます！

介護現場における感染対策の手引き【第2版】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

（第2版として令和3年3月9日時点の取りまとめ。今後、感染症の流行や検査・治療等の変化に応じて見直し予定）

❖ ポイント

介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、

- ✓ 着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、
感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載
- ✓ 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から
感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

❖ 主な内容

「第Ⅰ章総論」「第Ⅱ章新型コロナウイルス感染症」「第Ⅲ章感染症各論」「第Ⅳ章参考」の4部構成

- ・ 感染症の基礎知識
- ・ 日頃からの感染対策と感染症発生時の対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ・ 各種感染症における対応 等

介護職員のための感染対策マニュアル 感染対策普及リーフレット

マニュアル

手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載
（施設系・通所系・訪問系ごとに作成）

リーフレット

手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載
「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能



各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

高齢者施設における
感染対策の更なる推進について
計 4 枚（本紙を除く）

Vol.929

令和3年3月9日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)
FAX : 03-3595-3670、03-3595-7894、03-3595-4010

事務連絡
令和3年3月9日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設における感染対策の更なる推進について

新型コロナウイルス感染症の感染状況について、全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、1月中旬以降減少が継続していますが、2月中旬以降減少スピードが鈍化し、下げ止まる可能性やリバウンドに留意が必要とされています。（令和3年3月3日第26回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料1参照）

そのような中、高齢者施設でのクラスター発生は継続しており、引き続き、高齢者施設における感染拡大防止対策の推進が重要となっています。

高齢者施設における感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策が重要であるとともに、施設関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定したシミュレーションの実施も有効です。

このため、別途お示しする事例集を含め、自主点検やシミュレーションに活用可能なツール等をまとめましたので、管内施設への実施促進の働きかけをお願いします。

また、各自治体においても高齢者施設の感染拡大防止に係る取組が実施されており、同取組をとりまとめたホームページを作成しましたので、高齢者施設の支援にあたっての参考にしてください。

さらに、感染拡大防止対策については、自主点検未実施の施設も含め、全ての施設、一人一人の職員が意識することが重要であるところ、施設を訪問して研修・助言等を実施している自治体の取組事例を示しますので、これらも参考に、引き続き感染拡大防止に向けた支援をお願いします。

なおその際、感染防止対策を実施した場合であっても、感染リスクをゼロにはできないことから、仮に施設職員が感染した場合であっても、当該職員が偏見や批判を受けることのないよう、施設を挙げて当該職員を守っていく姿勢が重要であることにも留意いただけますようお願いいたします。

都道府県においては、下記について管内市区町村に対し周知をお願いします。

記

1. 自主点検、シミュレーションに活用可能なツール等

○ 事例集

これまで新型コロナウイルス感染症感染者が発生した介護施設・事業所等における対応等から、今後の対応の参考になると考えられる事例について、事例内容に加え、同様の事例が起こった場合の「対応策の例」、「事例からの学び」等をまとめています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750414.pdf>

○ 介護現場における感染対策の手引き

介護現場で必要な感染症の知識や対応方法などを記載しています。介護職員の方においては、日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用いただくことを想定しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

○ 介護職員のための感染対策マニュアル

手引きの内容を概略したものです（それぞれ全 20 ページ）。
（施設系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

（通所系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>

（訪問系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

○ 自主点検実施要領

感染対策やシミュレーションの具体的なポイントを記載しています。（※今回提出を求めるものではありません。）

（令和 2 年 7 月 31 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡（別添））

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

○ 机上訓練シナリオ

シミュレーションに関しては、実際に行ってみることで気づくことも多く、様々な場面を想定して議論や訓練を行うことが重要ですが、その際の参考資料としての机上訓練シナリオです。

(令和2年9月30日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡(別添))
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

○ 感染対策に関する研修 (e-ラーニング)

介護サービスに従事している職員向けに、感染症の基礎から感染発生時の対応まで幅広く学べる研修サイト (e-ラーニング) を開設し、教材を配信しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

○ 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

(作成支援に関する研修動画)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

○ 上記のツール等含め、介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等を下記ページにまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisaikutome_13635.html

2. 自治体における感染対策に係る取組

○ 下記ページに、各自治体における取組をとりまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00008.html

3. 訪問による実地研修、助言等

○ 感染拡大防止対策については、自主点検未実施の施設も含め、全ての施設、一人一人の職員が意識することが重要であることから、下記取組事例も参考に、個別施設への訪問による研修、助言等の検討に努めること。

【群馬県】

郡市医師会及び県医師会と連携し、感染症対策に係る高齢者施設等からの相談や医療機関と高齢者施設等との連絡調整等を実施するコーディネータを配置。施設に医師等を派遣し、実地で感染症対策について助言。

【埼玉県】

管轄の高齢者入所者施設に対する緊急一斉巡回を実施。職員の健康管理や入所者のケアなど、感染拡大防止対策が行われているか、確認と助言を実施。

【富山県、石川県、岐阜県、静岡県静岡市、和歌山県、福岡県】

感染管理認定看護師等の感染管理の専門家が施設を訪問し、感染対策について実地で研修、助言。

【大阪府】

- ・府内の全介護施設・事業所に対し、本府作成の研修動画の視聴の勧奨と、動画の視聴状況や感染症対策等に関するアンケート調査を実施。
- ・アンケート未回答施設・事業所のうち、府所管の約 250 施設（特養、老健、有料老人ホーム、サ高住）を対象に、府職員による巡回訪問を実施し、感染症対策の実施状況について確認。

【大阪府大阪市】

施設数が多いため、自主点検において「防護具の着脱確認」「一定数の備蓄」を行っていない施設、自主点検未提出の施設など、優先順位をつけて訪問指導を実施。

【徳島県】

県所管の全入所施設及び通所事業所からチェックリストの取組状況を収集し、抽出した施設・事業所に対し、保健所職員同行のもと訪問を行い、管理者等に対し助言を実施。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護施設・事業所等における
新型コロナウイルス感染症対応等に係る
事例の共有について
計 18 枚（本紙を除く）

Vol.928

令和3年3月9日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)
FAX : 03-3595-3670、03-3595-7894、03-3595-4010

事務連絡
令和3年3月9日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る
事例の共有について

介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、同年10月15日付一部改正）等においてお示ししているところです。

今般、これまで新型コロナウイルス感染症感染者が発生した介護施設・事業所等における対応等から、今後の対応の参考になると考えられる事例について、事例内容に加え、同様の事例が起こった場合の「対応策の例」、「事例からの学び」等を別紙にまとめました。

別紙においては、感染防止対策を行った上で実施している面会に関する事例についても掲載しています。

また、自治体において提供されている対応事例、事例分析等に係る資料についても下記において合わせて紹介します。

については、各施設・事業所における感染対策の検討、シミュレーションの実施等に活用いただけるよう、管内施設・事業所への周知をお願いします。

なおその際、感染防止対策を実施した場合であっても、感染リスクをゼロにはできないことから、仮に施設・事業所職員が感染した場合であっても、当該職員が偏見や批判を受けることのないよう、施設・事業所を挙げて当該職員を守っていく姿勢が重要であることにも留意いただけますようお願いいたします。

都道府県においては、下記について管内市区町村に対し周知をお願いします。

記

- 別紙：高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に関する事例集
(令和3年3月9日版)

- 自治体における事例紹介等

【大阪府】

府内の医療機関や高齢者施設で発生した COVID-19 の集団感染事例の中から、今後の対応の参考になると考えられる8つの事例について、「事実」と「考察」に加えて、考察に基づく感染対策に有用と考えられる知見を「推奨」として取りまとめた資料。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/39235/00000000/casestudy2020.pdf>

(資料掲載ページ)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>

【沖縄県】

これまで新型コロナウイルス感染症感染者が発生した県内の高齢者施設等における対応事例を掲載。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/corona/kannsennsisetutaikenndann.html>

(令和3年3月9日版)

高齢者施設等における 新型コロナウイルス感染症に関する 事例集

知らないうちに、拡めちゃうから。



事例集の活用にあたって

新型コロナウイルス感染症の流行にともない、高齢者施設等においては、より一層の感染対策が必要とされています。介護保険サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、今般のコロナ渦においてもサービスを継続させるため、また、高齢者施設等の職員を守るためにも十分な感染対策が求められます。なお、病床のひっ迫時には、都道府県の指示によりやむを得ず介護施設内で入所を継続する場合もあります。

本事例集では、

- ・ クラスターの発生を踏まえて、さらなる対策の充実を図った施設
 - ・ 職員が疲弊していく中、人材不足を解消するための解決策を講じた地域
- など、実際の事例とそこから得られた感染対策のポイントをまとめています。
平時からの感染対策にぜひご活用下さい。

(事例の見方)

- ・ タイトルが青色・・・クラスター発生時を振り返った事例
- ・ タイトルが赤色・・・クラスター発生の体験を踏まえて体制を見直した事例
- ・ タイトルが緑色・・・その他（面会の取組事例等）

参考資料

- 介護現場における感染対策の手引き（第2版） <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>
- 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>
- 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課他） <https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>
- 介護職員にもわかりやすい感染対策の動画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html
- 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

☆☆☆ クラスター発生を経験してみても（支援者の声から） ☆☆☆

調子が悪かったら、職員は休むこと！って、どこかに書いて欲しい

「なんか咳き込むけど、熱がないから大丈夫」と思って働いていたら、検査が陽性だった……

ただ、お腹がくだっているだけだと思っていました

あとで、症状があったのに「自己判断」をしたことを後悔しました

健康観察期間が終了する前に出勤したら、発症して、施設内で感染拡大が……

万が一、ウイルスを持ち込んでしまっても、それにどう対応するかがキモ！初動がとっても大切だと思う

ウイルスを入らせない！ 拡げないことが重要なのでは？

まさか、自分の働いている施設でクラスターが発生するとは思わなかった。日頃、マスクや手袋、エプロンを意識せずに着脱していることを反省。基本的な個人用感染防護具の使い方に慣れていないと、職員と利用者間で感染ループが発生しがちのような印象……
こうなるとクラスターが長引きやすいかも！

日頃のマネジメントと手順の確認が重要

マスクに裏表や上下があるとは知らなかった

教科書的な対策はできている！でも、本当に施設の構造にあっているのかな？

早めに保健所や支援チームに入ってもらったとよかった。日頃から連携していると、助言をもらいやすいし、相談しやすいかも……

ギリギリの人員配置で勤務しているので、休みづらかったです



これからの感染対策、あなたなら、何をしますか？

介護施設・事業所における感染拡大の要因とその対応策の例

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染拡大の要因とその対応策の例を紹介します。陽性と判明している利用者との接触だけでなく、**感染の有無が分からない段階での接触に留意**し、介護施設・事業所での感染予防・感染拡大防止に役立ててください。

感染拡大の要因となった例

出勤・着替え時

- 更衣室（ロッカー室）を使用する時間帯が重複していた
- 狭い更衣室を多くのスタッフが利用していた
- 体調が優れなかったが相談ができず、勤務を継続した

業務中

- パソコン、マウス、プリンター等を多くのスタッフが共同で使用していた
- 多くの利用者を受け持ち、手指衛生がおろそかになっていた
- 委託業者を含めた全てのスタッフに、防護具装着の必要性・方法を周知できていなかった
- 意思疎通が困難な利用者の誤飲を防ぐため、手指衛生の設置ができなかった

休憩時

- 狭い休憩室で複数名で休憩していた
- 居室で使用した物品（ペン等）を休憩室に持ち込んだ
- 休憩室の物品を複数のスタッフが共用していた

業務終了・帰宅時

- 防護具の脱衣手順がおろそかになっていた
- 施設内で着用したユニホームのまま、帰宅していた

対応策の例

- ✓ 時差出勤を導入
- ✓ 更衣室を分散
- ✓ スタッフが心身の不調について相談しやすいよう相談窓口を設置



- ✓ 不特定多数のスタッフが触れるOA機器を手指衛生後に使用し、こまめに清掃
- ✓ 処置、ケア別に装着する防護具や装着手順をイラスト入りポスターで掲示、動画で周知
- ✓ 車いす、歩行器、清拭用品等の複数フロアでの共用を中止
- ✓ ポシェット型、ウエストポーチ型の手指消毒剤ホルダーを導入

- ✓ 休憩時間を分散
- ✓ 休憩中の会話を控えるよう周知
- ✓ 休憩室内に物品を持ち込まない、居室に職員の私物を持ち込まないことを徹底
- ✓ 休憩室の共用物を減らし、こまめに清掃

- ✓ 防護具の脱衣手順を脱衣所に掲示
- ✓ ゴミ捨て場への導線と、資材保管庫への動線を分けて設定
- ✓ 業務中に着用したユニホームのまま帰宅することを禁止



その他、医療提供体制維持・事業継続のために有効な対応策

- ✓ 施設内での陽性者発生に備え、リネン業者や給食業者と対応について事前調整
- ✓ スタッフのメンタルケアのために、産業医との連携、ストレス管理や面談の実施
- ✓ 有症状のスタッフが受診しやすいよう、周辺の医療機関と事前調整

都道府県や関係団体による支援の例

- ✓ 施設内での感染発生前から、都道府県による感染防御策の指導等の実施
- ✓ 同県内の感染管理専門家（ICD、ICN等※）の派遣により、ゾーニングや感染管理を助言
- ✓ 都道府県看護協会から看護職員、全国老人保健施設協会から介護職員を派遣

①感染症流行時を想定した平時からの応援体制の構築 ～ 業務負担の分散！～

施設職員が、新型コロナウイルスに感染。同僚達も濃厚接触者として自宅待機になったことで、通常勤務ができる職員が激減。勤務のシフトを組み直すが、負担が増加したことで職員が疲弊。さらに風評被害を恐れて出勤を拒否する者も出た上、職員の離職により人員不足が発生。

同一法人内の他の施設から応援職員を派遣したが、応援側は手順がわからず、また、受援側は、職員不足により応援職員への引継ぎが困難であったことに加え、何を依頼すべきかわからず、応援側と受援側の双方の連携が困難な状況。そのため、もともと施設にいた職員の負担が更に増加してしまい、離職の危機に瀕した。

事例のポイント

- ① ■ 施設職員が感染
■ 同僚も濃厚接触者として自宅待機
- ② ■ 勤務シフト組み直し
■ 負担の増加
■ 職員が疲弊
- ③ ■ 風評被害の恐れ
■ 出勤の拒否
■ 職員の離職
- ④ ■ 応援職員を派遣（同一法人内）
- ⑤ ■ 応援職員への業務引継ぎが困難

対応策の例

- ① ②
 - ・ 平時から感染症流行時を想定した施設内の職員体制の確保
 - ・ 必要な休養が取れるように**管理者が配慮**
- ③
 - ・ 悩みを持つ職員のための**相談体制の構築**
- ④
 - ・ **平時からの応援体制の確保**（同一法人内など）
 - ・ 応援体制に関する**自治体の情報及び手順を確認**
- ⑤
 - ・ 応援職員に**依頼する内容を事前にまとめる**（「誰が」「何を」「どのように」伝えるか）
 - ・ 受援側として、平時から**応援職員受入時のシミュレーションを実施**

事例からの学び

- 平時から感染症流行時を想定した勤務・相談・応援体制の構築
- 応援職員と連携した業務継続のための体制整備

②－1 日頃からの体調確認と職員間の情報共有 ～普段との様子の違いに気づこう！～

高齢者施設入居者（Aさん）が、併設の通所サービス利用時に発熱がみられたが、時間をおいて再検査したところ平熱に下がっていた。そのため、Aさんは、通所サービスの利用を継続。

後日、医療機関を受診し、感染症は否定されたものの、念のため施設内ではAさんを個室対応を実施（隔離）。その後もAさんは発熱が続き、PCR検査で陽性が判明。個室対応していた意図が、施設内職員で共有されておらず、症状がある複数の職員が勤務を継続（複数のフロアを兼務）、他のサービスの利用者や職員にも感染が拡大し、大規模なクラスターに発展。

なお、Aさんの陽性結果判明後、通所サービスは一時休止となったが、複数の利用者が発熱し、PCR検査の結果、陽性が判明。複数の利用者の検査結果が判明するまでの個別ケアでは、職員は個人用感染防護具を装着していなかった。

（Aさんが検査を受けるまで）

事例のポイント

- ① ■ 微熱から平熱へ変化
(典型的な症状がでない)
- ② ■ 平熱に下がり、通所サービス利用を継続
- ③ ■ 念のため施設内でAさんを個室対応
- ④ ■ 個室対応した意図を施設職員に周知が未実施
(情報の共有不足)
- ⑤ ■ 有症状の職員も勤務を継続
(Aさんの検査結果判明前から症状あり)
- ⑥ ■ 有症状の複数の職員が、施設内の部署を兼務

対応策の例

- ① ②
 - ・ 日頃からの**体調の変化に注意**
 - ・ 高齢者では必ずしも典型的な症状がでないことを**予測**
 - ・ 普段と様子が違う場合、サービスを**見合わせる勇氣**
(感染可能期間（発症前2日前から）を念頭におく)
- ③ ⑥ 個室対応する**職員の固定化**
- ④ ⑤ ⑥
 - ・ 平時から職員間で**情報共有する体制の構築**に加え、**施設と事業所間**でも情報共有する体制の構築
(「何の情報」「いつ」「誰まで」共有するか)
 - ・ **休暇が取りやすい職場環境の整備**
 - ・ 体調不良の場合には、**出勤を見合わせる勇氣**
(症状消失まで出勤見合わせ)
 - ・ 業務継続計画に沿った**平時からの応援体制の確保**

事例からの学び

【②－1】

- 平時からの施設内における職員間の情報共有のための仕組みづくり
- 職員が休暇が取りやすい職場環境の整備とその際の応援体制の確保

②－２ 初動対応と個人用感染防護具の適切な使用 ～ 普段の訓練が明暗を分ける！～

高齢者施設入居者（Aさん）が、併設の通所サービス利用時に発熱がみられたが、時間をおいて再検査したところ平熱に下がっていた。そのため、Aさんは、通所サービスの利用を継続。

後日、医療機関を受診し、感染症は否定されたものの、念のため施設内ではAさんを個室対応を実施（隔離）。その後もAさんは発熱が続き、PCR検査で陽性が判明。個室対応していた意図が、施設内職員で共有されておらず、**症状がある複数の職員が勤務を継続（複数のフロアを兼務）**、他のサービスの利用者や職員にも感染が拡大し、大規模なクラスターに発展。

なお、Aさんの陽性結果判明後、通所サービスは一時休止となったが、複数の利用者が発熱し、PCR検査の結果、陽性が判明。複数の利用者の**検査結果が判明するまでの個別ケアでは、職員は個人用感染防護具を装着していなかった。**

（Aさんが検査を受けたあと）

事例のポイント

⑦

■ 有症状の職員が受診及び受検せずに勤務を継続
（複数のフロアを兼務）

⑧

■ 症状がある利用者のケア時の
個人用感染防護具の未装着

対応策の例

⑦ ⑧

- ・ 体調不良の場合は、**出勤を見合わせる**
- ・ **全ての利用者及び職員の体調の確認**
- ・ 有症状者へは**医療機関受診**や**自宅療養**を勧奨
- ・ 施設内で感染者が発生したことを受け止め、「感染症発生時の対応」に**業務体制を切替え**
（初動対応等、当該施設の感染対策マニュアルに沿った行動）

⑧

- ・ 結果が判明する間においても、有症状者のケアについては、**標準予防策＋感染経路別予防策**で対応
- ・ 日頃から個人用感染防護具の**着脱訓練や研修の実施**

事例からの学び

【②－２】

- 施設毎の感染対策マニュアルの作成とそれに沿った対応の徹底
- 日頃から個人用感染防護具の着脱訓練や職員研修の実施

③ 可能な限り速やかな入院と職員の確保 ～ 不足する前に対応しよう！ ～

高齢者施設において発熱等の症状を有する入所者が複数いたが、健康観察を続け、発症から1週間以上経った頃急変したため救急搬送したところ、陽性が判明。その後、陽性者の発生が続き、大規模なクラスターに発展。入院調整に時間を要し、施設内の感染者が増える中、職員の感染による自宅待機や出勤拒否により職員が不足（法人内でも職員確保できず）。また、物資の不足、ゾーニングの困難さ等も重なり、十分なケアの実施が困難に。感染管理の専門家、応援職員が派遣されるに伴い、新規感染者数も減少し、収束。

事例のポイント

①

■ 症状を有する者が複数いたが受診・受検せず

②

■ 入院調整に時間を要した

③

■ 職員の感染、出勤拒否等により職員が不足

④

■ 物資不足、不十分なゾーニング

対応策の例

①

- ・ 日頃からの**体調の変化に注意**
- ・ 普段と様子が違う場合、**速やかに受診・受検**

②

- ・ **可能な限り速やかな入院**

③

- ・ **平時からの応援体制の確保**（同一法人内など）
- ・ 応援体制に関する**自治体の情報及び手順を確認**

④

- ・ 個人防護具、消毒剤等の不足が見込まれる場合は、早めに自治体、事業者団体に相談する。
- ・ **速やかな専門家の派遣**によるゾーニング等の実施

事例からの学び

- 症状を有する場合の受診・受検と陽性の場合の可能な限り速やかな入院
- 速やかな専門家の派遣と職員不足が見込まれる場合の早期の職員確保

④ クラスターに対応するための関係者連携体制の構築 ～ 情報の整理・集約～

都道府県では感染者の情報収集から患者の入院先の調整、国からくる膨大な**通知の処理に追われ**、**情報更新や県内の自治体・施設からの問い合わせや支援の依頼**にも十分な**対応が困難**であったことに加え、クラスター発生施設の**情報収集部署が分散**し、情報の散在が発生。また、**施設職員の精神的不調**やクラスター発生対応の**専門家の体調不良**が発生との報告。**認知症患者の療養管理についても大きな課題**であった。

これらを踏まえ、A県では新型コロナウイルス感染症の流行開始時に、保健所、県・市各担当課、感染症医療支援チーム、公衆衛生チーム、災害派遣医療チーム（DMAT）、NGO、入院調整班、県・市精神保健福祉センター、大学などの支援にあたる多様な団体によって医療福祉クラスター対応班を設置。これにより、連日40名を超えるメンバーによってオンライン会議を開催し支援策の調整を実施。さらに、大学の専門家が作成したマニュアルをベースに認知症対応について指導。

事例のポイント

- ① ■ 必要な情報の頻繁なアップデート
- ② ■ 施設・保健所からの問合せや支援の依頼が急増
- ③ ■ クラスター情報収集部署が散在（情報の集約が困難）
- ④ ■ クラスター発生施設職員の精神的な不調
- ⑤ ■ 他県のクラスター対応の専門家も体調不良
- ⑥ ■ 感染した認知症患者の療養管理（徘徊等への対応）

対応策の例

- ① ② ③
 - ・ 対応方針の整理・共有
 - ・ 施設情報の集約・共有
 - ・ 保健所等による支援状況の把握
 - ・ 専門家/チーム派遣調整：現場活動としてゾーニング、PPE着脱指導等、行政連携体制構築（保健所訪問同行）
 - ・ 廃棄物・退院後入所時の対応・ご遺体管理等ルール策定
- ④ 施設スタッフへのメンタルヘルス支援：精神保健福祉センターがクラスター発生施設スタッフへのメンタルヘルス支援を実施
- ⑤ 大学の労働衛生専門家がクラスター支援者の健康管理を実施
- ⑥ 認知症対応手引きの作成：大学の専門家が作成していたマニュアルをベースに認知症対応について指導（さらに各施設の事例等を収集し、現場の状況にあわせて手引きを作成）

事例からの学び

- クラスターに対応する全関係機関が参加可能な情報集約・管理・支援体制の構築
- 個々の施設における事例を集約した手引きの作成や対応に必要なルール等の策定

⑤見逃さない検査体制と入院調整の工夫 ～ クラスターから学んだこと ～

通所系介護サービス事業所で感染が拡大し、クラスターが発生。当時は自治体内に設置された『コロナ本部』が、患者発生の連絡を受け、情報収集、そして入院先の調整まで行っていた。しかし、感染は拡大し、相次ぐ患者発生にコロナ本部の人員だけでは対応が困難。通所系介護サービス事業所のクラスター発生を契機に、施設指導の担当部局と連携をとり、『**患者発生から介護施設・事業所への情報収集**』の連絡体制の構築、さらに、事業所で感染者が出た際に、すぐに検査ができなかった経験から、『**医師が現地に行って検査**』という仕組みを作った。

庁内連携による情報共有

- コロナ本部と介護保険部局の連携により、介護保険部局から介護施設等へ『介護従事者で、発熱があつて検査を実施した場合には、結果が判明する前でも、自治体へ連絡』することをお願い【早期の情報収集・初動の想定】
- 介護施設等従事者が、検査結果陽性と情報入手した場合、衛生部局から介護保険部局へ連絡、介護保険部局から介護施設等へ連絡を取り、状況把握及び指導を実施【速やかな情報収集と指導による感染拡大防止】

見逃さない検査体制

- (工夫①) 帰国者・接触者外来を早期に紹介（当時）
- (工夫②) 医師が介護施設等に行って、検査採取
- (工夫③) 簡易検査で擬陽性が出たので、原則PCRを実施
- (工夫④) 高齢者で唾液採取が困難な場合は、鼻腔拭い（認知症患者は、唾液採取は難しいので鼻腔拭い）

早期入院の仕組み

- コロナ本部で市内の入院を調整
- 患者発生報告があつたら、スコアリングして優先順位を決定
- waiting listを作成し、毎日、夕方から夜にかけて情報を更新。夜に市内の医療機関へメールすると、翌朝、医療機関から「この人なら受入可能」という連絡が入る

学び

- 庁内の衛生部局と介護部局の連携
- 一斉検査をしないと感染者を見逃す
- 早期入院のための医療機関と行政のキャッチボール

⑥新しい生活様式を取り入れた面会（介護施設・事業所での実施例①）

介護老人保健施設

条 件

- ・予約制（月曜から土曜の13時から15時）
- ・面会時間 20分/回

実施方法

- ・リモート面会（ZOOMで施設と自宅を結ぶ）
- ・ガラス越し面会（風除室）

工夫など

- ・機会の平等を図るため、予約は1回、面会終了後に次回の予約が可能に
- ・リーフレットを作成し、家族に郵送（ホームページでも案内）

- ・予約制（窓越し面会13:30～16時、テレビ電話10時～16時）
- ・窓越し面会 10分/回
- ・テレビ電話 30分/回
- ・面会回数 1週間に1回まで

- ・窓越し面会
- ・テレビ電話
- ・ターミナルケア対象の方は居室での面会（15分程度）

- ・予約時に家族に説明、初回はお手紙で注意事項連絡
- ・ターミナルケアの方への面会時は、全身に防護具を着用

- ・予約制
- ・面会時間 10分/回
- ・1組の面会者は2～3人まで
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

- ・ガラス越し面会（エントランス）：1日5組まで。
- ・リモート面会（エントランスより）

- ・予約時又は毎月のお便りで、注意事項を説明
- ・面会時間が重なり強い希望がある場合、1ブース追加開放可能。

⑥新しい生活様式を取り入れた面会（介護施設・事業所での実施例②）

特別養護老人ホーム

条 件

- ・予約制（水、土、日の14～16時、1日最大8組まで）
- ・面会時間 10分/回

実施方法

- ・ガラス越し面会（1階ホール）
- ・ビデオ通話

工夫など

- ・ガラス越しでは会話ができないため、同時に携帯電話を使用

認知症対応型共同生活介護

条 件

- ・予約制（月～金の10～15時）
- ・原則1組1名
- ・面会時間 15分/回
- ・面会名簿への記載

実施方法

- ・専用スペース（玄関フロア）で実施
- ・1m以上の間隔をあける
- ・窓を開ける※iPadによる面会準備中

工夫など

- ・注意事項を郵送
- ・面会時に職員が同席し、普段の生活の様子を伝える

- ・予約制
- ・面会時間 15分/回
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

- ・テイルームで入居者と面会者の間に透明シートを設置して実施

- ・入居者が少ないため、1日当たりの面会者数等の制限は設けてない
- ・施設長名でルールや注意事項をお知らせ

⑥新しい生活様式を取り入れた面会（介護施設・事業所での実施例③）

介護付きホーム（特定施設）

条 件

- ・予約制
- ・1組3名まで（面会希望者が付き添いが必要な方等の場合は3名以上も可）
- ・面会時間 15分/回
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

実施方法

- ・換気可能な相談室等で実施
- ・看取りの場合は居室でも可
- ・窓、ドア等は開けて実施
- ・正面で向かい合うことは避け、1メートル以上の距離を保つ
- ・面会者に飲み物を提供する場合は、面会前に玄関ロビー等で対応。

工夫など

- ・家族にお手紙で注意事項を送付。
- ・居住空間の見学要望に対しては、職員同行、マスク着用、20分以内、居室入室は不可、窓開放、ドアスイッチ等は職員が対応

- ・予約制
- ・オンライン（1回30～60分）
- ・面会（30分以内、1組3人以内）

- ・オンライン面会（zoom）
- ・面会（ロビー又は多目的室）

- ・面会後の消毒の徹底
- ・家族との外出可（スタンダードプリコーションの徹底）

⑥新しい生活様式を取り入れた面会（介護施設・事業所での実施例④）

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

条 件

- ・予約制
- ・面会者は1名
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

実施方法

- ・ガラス越し面会
- ・生活支援を行う人は居室で面会（15分以内）
- ・ターミナルの場合は居室内（10分程度。1人ずつ。）

工夫など

- ・同じ面会者は2週間に1回
- ・家族が遠方の場合、WEB面会。日頃の入居者の様子を写真等を添付してメールで連絡

- ・予約制（1日4組まで）
- ・面会時間 15分/回
- ・面会者は2人まで
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

- ・専用スペース（談話室）で実施
- ・対面にならないように椅子の配置を変更

- ・面会ルールは予約時にお手紙でお知らせ
- ・面会後は消毒と換気を実施

☆☆☆ 新型コロナウイルスの感染を防ぐためには ☆☆☆

? 常にマスクの着用は必要ですか

新型コロナウイルス感染症については、発症の2日前や無症状病原体保有者からの感染も多いので、自身が潜伏期である可能性を考慮して、無症状であってもマスクを着用することが必要です。

? 知り合いなら、感染対策は必要ですか

新型コロナウイルス感染症は、「いつ」「どこで」「誰が」感染するかわかりません。仲の良い人ほど、距離が近くなりがちです。「知っている人だから（感染対策をしなくても）大丈夫」と思わずに、たまに会う人でも、常に会う人でも、マスクの着用等、感染対策をしましょう。



? 施設内の見回りは必要ですか

感染対策の担当者を中心に、施設内を定期的に見回りましょう。担当者に負担がかからないように、チームで対応しましょう。

(観察ポイント)

- ・適切な手指衛生の確認(手洗いのタイミング、手洗いの仕方等) ※施設をよくするための助言と心得ましょう
- ・ケア時の個人用感染防護具の着用
- ・消毒薬の期限や残量の確認
- ・定期的な消毒や換気の確認 など

? 個別ケアの時は、眼の防護は必要ですか

新型コロナウイルスへの感染は、ウイルスを含む飛沫が口、鼻や眼などの粘膜に触れることによって感染が起こります。

そのため、咳込みなどがあり、感染のリスクが高い状況ではゴーグル等を着用し、眼を保護しましょう。口腔ケア等、感染のリスクが高いケアをする場合も同様です。

<自治体における事例紹介等>

【大阪府】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/39235/00000000/casestudy2020.pdf>

(資料掲載ページ)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>

【沖縄県】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/corona/kannsennsisetutaikenndann.html>